

訪問介護 重要事項説明書 別紙

(令和4年10月1日現在)

令和4年度介護報酬改定において「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されたことに伴い、令和4年10月サービス提供分から、下記のとおり、利用料金が変更になりますので、ご説明いたします。

学研ココファン桜川ヘルパーセンター

訪問介護 別紙料金表(特定事業所加算Ⅱ算定事業所)

地域区分: 2級地 地域区分単価: 11.12

訪問介護費 月ごとのご請求金額は1か月トータルの単位数を小数点以下切り捨てで料金に換算しますので、若干の差異が生じます。 2022/10/1

		(単位数)	利用料	自己負担額		
			(介護報酬総額)	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
身体介護	20分未満	184	¥2,046	¥205	¥410	¥614
	20分以上30分未満	275	¥3,058	¥306	¥612	¥918
	30分以上1時間未満	436	¥4,848	¥485	¥970	¥1,455
	1時間以上1時間30分未満	637	¥7,083	¥709	¥1,417	¥2,125
	1時間30分を超えて30分を増すごとに	92	¥1,023	¥103	¥205	¥307
生活援助	20分以上45分未満	201	¥2,235	¥224	¥447	¥671
	45分以上	248	¥2,757	¥276	¥552	¥828
身体介護に引き続いての生活援助	20分以上	74	¥822	¥83	¥165	¥247
	45分以上	147	¥1,634	¥164	¥327	¥491
	70分以上	221	¥2,457	¥246	¥492	¥738
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%増 ※上記の単位数に含まれています					

注 利用料(10割)のうち、利用者負担額(1割または2割または3割)の計算方法については、【10割分の額-10割分の額×0.9または0.8または0.7(1円未満切捨て)】となる。

- \* 夜間(18:00~22:00)又は早期(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増し
- \* 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増し
- \* 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料	自己負担額		
			(介護報酬総額)	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、責任者がサービス実施・同行した場合(初回のみ)	200	¥2,224	¥223	¥445	¥668
緊急時訪問介護加算	※居宅サービス計画に位置づけられていない身体介護を利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合	100	¥1,112	¥112	¥223	¥334
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	責任者が、理学療法士等の助言に基づき訪問介護計画を作成し、その計画書に基づきサービス提供を行った場合(初回のみ)	100	¥1,112	¥112	¥223	¥334
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	責任者が、理学療法士等と共同で行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成し、その計画書に基づきサービス提供を行った場合、初回のサービス提供日から3か月間算定。	200	¥2,224	¥223	¥445	¥668
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月分の利用総単位数の1,000分の137を加算					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月分の利用総単位数の1,000分の63を加算					
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月分の利用総単位数の1,000分の24を加算					
同一建物に対する減算	訪問介護事業所と同一敷地内もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者にサービス提供する場合	同一建物に1人以上50人未満の利用者の場合	1月分の利用総単位数の10%減			
		同一建物に50人以上の利用者の場合	1月分の利用総単位数の15%減			
	訪問介護事業所と同一敷地以外で同じ建物に利用者が複数いる場合	同一建物に20人以上の利用者の場合	1月分の利用総単位数の10%減			

\* 計算式 : 介護報酬単価 × 地域区分 = 利用料  
上記の1割または2割または3割【利用料-利用料×0.9または0.8または0.7(1円未満切捨て)】が利用者負担となります。

\* 償還払いの場合は上記計算式から算出された料金10割を一旦お支払いいただきます(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)。

キャンセル料	利用者がサービス実施前日の営業時間までに通知することなくサービスの中止をした場合や、サービスの訪問時に利用者がご不在であった場合	787円
実施地域外の交通費	通常の実施地域を越えてサービス提供する場合	※ 20円/1km
介護保険外サービス	区分限度額を超えてサービスを利用する場合	介護報酬告示上の額と同額(利用者負担10割)

※ 通常の事業の実施地域を越えた地点から往復分を算出

訪問介護 重要事項説明書 別紙

(令和4年10月1日現在)

令和4年度介護報酬改定において「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されたことに伴い、令和4年10月サービス提供分から、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定開始することとなり、利用料金が変更になりますのでご説明いたします。

学研ココファン桜川ヘルパーセンター

地域区分: 2級地 地域区分単価: 11.12

介護予防訪問型サービス費(特定事業所加算II算定事業所)

2022/10/1

月ごとのご請求金額は1カ月トータルの単位数を小数点以下切り捨てで料金に換算しますので、若干の差異が生じます。

		(単位数)	(算定単位)	利用料	自己負担額		
				介護報酬総額	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
訪問型サービス(I)	週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	1,176	月	¥13,077	¥1,308	¥2,616	¥3,924
訪問型サービス(II)	週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	2,349	月	¥26,120	¥2,612	¥5,224	¥7,836
訪問型サービス(III)	(II)を超える利用が必要な場合 (要支援2)	3,727	月	¥41,444	¥4,145	¥8,289	¥12,434
訪問介護独自サービスI日割り	要支援1・2(週1回程度)	39	回	¥433	¥44	¥87	¥130
訪問介護独自サービスII日割り	要支援1・2(週1回程度)	77	回	¥856	¥86	¥172	¥257
訪問介護独自サービスIII日割り	要支援2(週2回を超える程度)	123	回	¥1,367	¥137	¥274	¥411

注 利用料(10割)のうち、利用者負担額(1割または2割または3割)の計算方法については、【10割分の額-10割分の額×0.9または0.8または0.7(1円未満切捨て)】となる。

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料	自己負担額		
			介護報酬総額	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、責任者がサービス実施・同行した場合(1月につき)	200	¥2,224	¥223	¥445	¥668
生活機能向上連携加算(I)	責任者が、理学療法士等の助言に基づき訪問介護計画書を作成し、その計画書に基づきサービス提供を行った場合(初回月のみ)	100	¥1,112	¥112	¥223	¥334
生活機能向上連携加算(II)	責任者が、理学療法士等と共同で行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画書を作成し、その計画書に基づきサービス提供を行った場合、初回のサービス提供日から3か月間算定。	200	¥2,224	¥223	¥445	¥668
介護職員処遇改善加算(I)		1月分の利用総単位数の1,000分の137を加算				
介護職員等特定処遇改善加算(I)		1月分の利用総単位数の1,000分の63を加算				
介護職員等ベースアップ等支援加算		1月分の利用総単位数の1,000分の24を加算				
同一建物に対する減算	事業所と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減				

\* 原則として日割り計算は行わない。ただし、①月途中からのサービス開始又は終了の場合、②要介護から要支援に変更となった場合、③要支援から要介護に変更となった場合、④同一保険者管内での転居等により事業所を変更とした場合は、日割り計算による。

\* 月途中で要支援度が変更となった場合にも日割り計算を行う。

\* 同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合にも日割り計算を行う。

\* 計算式：介護報酬単価 × 地域区分 = 利用料  
上記の1割または2割または3割【利用料-利用料×0.9または0.8または0.7(1円未満切捨て)】が利用者負担となります。

\* 償還払いの場合は上記計算式から算出された料金10割を一旦お支払いいただきます(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)。

実施地域外の交通費	通常の実施地域を越えてサービス提供する場合	※ 20円/1km
-----------	-----------------------	-----------

※ 通常の事業の実施地域を越えた地点から往復分を算出